

後記 緊急事態宣言の状況下、夏はもう初夏である。イベントが次々に中止となり、2月頃は「なんとという冬になったことか」と思っていた。そのうち、街なかにも駅も電車も人がまばらになり、「なんとという春に」、そして「まったく、なんて夏に」と。甲

週刊ビル経営

2020
5・25 毎週月曜
第5週除く
第1150号

発行所 (株)ビル経営研究所 〒104-0061 東京都中央区銀座7-17-12 2F TEL 03(3543)7421 FAX 03(3543)5839 発行人 垂澤清三 年間購読料 30,000円(税込)

**不動産業界
ニュースサイト
「ビルモール」は
毎週月曜日更新**



「支払いは猶予は3カ月、立てるべきです。悲鳴を上げているということがあります。自粛する側から入居して、3月終り頃からは4月がピークでした。減額請求をしたテナントはもう皆さん既に請求しています。減額の割合融資等もあるため、自粛と補償はセ

減額割合は2〜5割 支払い猶予の要望も
「コロナ禍があらゆる業界を襲っている。緊要事態宣言は全国が対象となり、観光地もオフィス街も人出は減り経済活動は想定困難な状況で冷え込んでいます。特に娯楽産業や旅行、飲食業は壊滅的な打撃を受けているといつても過言ではない。ビルや商業施設に入居している飲食テナントでは自粛要請による休業や時間短縮営業のため大幅な売上減少を余儀なくされ、賃料をはじめとする固定費の支払いができません、閉店の

法的義務はなし 支払い猶予3カ月
テナント店舗より賃料減額請求も当然起こる。テナント側には、法的義務はないが、対応はそう簡単ではない。テナント側には、法的義務はないが、対応はそう簡単ではない。テナント側には、法的義務はないが、対応はそう簡単ではない。

各種支援制度もスタート 収束後を見据えた対応を

減額請求には 双方納得できる提案を
「支払いは猶予は3カ月、立てるべきです。悲鳴を上げているということがあります。自粛する側から入居して、3月終り頃からは4月がピークでした。減額請求をしたテナントはもう皆さん既に請求しています。減額の割合融資等もあるため、自粛と補償はセ



日本テナントサービス 代表取締役 早稲田 撰生氏

テナント側からは、減額請求はしにくいものです。契約書には賃料が記載されています。オーナー様も干渉万別です。減額請求にどのように対応するか、

また、減額の交渉をする一法、無断欠席はいいませんが、交渉、賃料額に金(C)Eを計算して支的義務)はありません。契約に定める場合、注意すべき点、払う」というような分割払いの当事者(賃貸借契約では賃料は、テナントが「売上が下が」の方法)支払うのかなどを、明貸人と賃借人)は「契約」に「た」ことを理由にしている、確に定める必要があります。

猶予・減免オーナーへ 税務上の優遇措置
行政側は「持続化給付金」や10万円の「特別低額給付金」を始め、オーナーへの助成金制度次々と支援策を打ち出している。不動産業界区では、売上が減少しているテナントの賃料を減額しているオーナーに対し、減額した賃料

休業期間 5月1日

臨時休業延長のお知らせ

臨時休業のお知らせ

街なかの飲食店舗に貼られた休業お知らせ多数

臨時休業